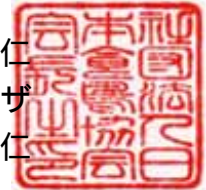


日鳥協発第18 - 234号
平成19年2月15日

関係各位様

(社)日本食鳥協会
会長 芳賀 仁
高病原性鳥インフルエンザ
関係対策本部長 芳賀 仁



高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チーム
第3回検討会の概要のお知らせ

2月14日に開催されました高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チームの第3回検討会の概要が別紙の通りプレスリリースされたのでお知らせします。

なお、宮崎県の要請を受けて、農林水産省動物検疫所の家畜防疫員及び11都道府県の家畜防疫員計15名が新富町の清浄性確認検査等のため、現地に派遣されたとのことです。

さて、これまで高病原性鳥インフルエンザ関係対策本部としましては、高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う関係情報を収集し、可能な対策をとるとともに、会員の皆様に来るだけ早くそうした情報の伝達に努めて参りました。

一方、西日本を中心に発生の防止対策は厳重を極め、また、発生地域におきましては、依然として深刻な状況下であり、封じ込めに向け万全を期した防疫措置がとられております。他方、会員におかれましては、防疫対策をとりつつも、一日も早い移動制限の解除と生産・処理加工の平常稼働を待ち望んでいるところです。平常稼働に至るまでには、なお、解決しなければならない課題が山積している現状です。

しかし、情報の多くは、生産加工部会に関するものが大部分となり、そこで、次回以降の情報伝達は、関係の深い生産加工部会に限定させて頂くこととしたいと思います。荷受け、小売りの会員の皆様にはこのことをご了解願うとともに、もちろん、伝達した情報の全ては、当会のホームページの「会員ログイン」をクリックし、「会員専用メニュー」のうち、「会員向けお知らせ情報」を開けて頂ければ、ご覧頂けるようにしておりますので念のため申し添えます。

別紙 プレスリリース

高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チーム第3回検討会の概要について

鶏肉、鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザウィルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

別紙

プレスリリース

平成19年2月14日

農林水産省

高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チーム第3回検討会の概要について

本日開催した標記について、概要を別添のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

【参考】

鳥インフルエンザに関する情報 (<http://www.maff.go.jp/tori/index.html>)

【報道機関へのお願い】

1. **現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むようお願いいたします。**
2. 今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いします。

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。(「鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方[別添2]」参照)。

【問い合わせ先】

農林水産省消費・安全局動物衛生課

担当：小倉、星野

代表：03-3502-8111(内線 3008、3220)

直通：03-3502-8292

別添

第3回高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チーム検討会

(概要)

- 1 疫学調査、現地調査、ウイルスの性状検査等の実施状況について
事務局から、宮崎県日向市、新富町、岡山県高梁市における現地調査について報告された。

事務局及び宮崎県、岡山県担当者から、発生農場における人・資材・車両等の出入り、日常の消毒等の衛生措置状況等の疫学関連情報が報告された。

環境省担当者から、発生農場周辺での野鳥の生息状況調査、ウイルス保有状況調査の実施状況が報告された。

感染症研究所昆虫医科学部小林部長から、冬期活動性のオオクロバエが高病原性鳥インフルエンザウイルスの伝播にかかる役割に関する調査を実施していることが報告された。

西藤委員(動物衛生研究所)から、今回発生があった4農場から分離したA型鳥インフルエンザウイルスは、いずれもH5N1亜型の強毒タイプであり、遺伝子性状からも近縁なウイルスであったこと、現在、鶏を用いた感受性(接種)試験を実施していることが報告された。

- 2 委員による議論の結果、以下の事項が整理された。

次のようなことから、わが国へのウイルスの持ち込みには、渡り鳥が関与している可能性があることが想定される。しかしながら、引き続き、韓国等の発生国における情報や環境省が実施している野鳥の糞からのウイルス分離調査結果などを収集・整理し、総合的に判断していくことが重要である。

- ・分離されたウイルスがいずれも近縁であり、中国、モンゴル、韓国等で分離されたウイルスと同じ系統であること。
- ・発生農場と海外の発生地域とを結びつける他の要因が見当たらないこと。
- ・発生農場間でウイルスが感染するような疫学的関連が認められないこと。
- ・短期間に宮崎県、岡山県といった広範地域で散発的に発生が見られたこと。
- ・発生農場の近隣で生息している野鳥の中には、いずれも渡り鳥が確認されていること。

2～4例目の発生鶏舎における人等の出入り口は一か所のみであったが、死亡鶏は鶏舎入り口から離れた一部の場所(2例目は鶏舎中央部、3・4例目は出入り口から離れた奥側)に固まって確認されていたことから、鶏舎内へのウイルスの持ち込みは、人による持ち込みの可能性よりも、野生生物(野鳥、ネズミなど)が関与している可能性があることが想定される。発生農場はいずれも一般的な衛生管理が実施されていたようだが、次の事項における実際の実施状況や実効性について引き続き調査する必要がある。

- ・農場や鶏舎の出入り口における消毒対策
- ・野鳥、ネズミなどの鶏舎内への侵入防止対策
- ・飼料、給水の汚染防止対策

野生生物の介在の可能性を明らかにする観点から、発生農場周辺の野生生物に関する調査や今回分離されたウイルスを用いて、アイガモ、マウス、ラットなどを用いた感受性(接種)試験を実施する必要がある。

3 今後の予定

引き続き、宮崎、岡山両県と連携し、発生農場における消毒対策、野鳥・ネズミ等の侵入防止対策、飼料、飲水の汚染防止対策の実施状況、実効性等についてさらに調査・検討していく。

また、ウイルスの性状検査を継続するとともに、韓国等海外での疫学調査に関する情報も収集していく。

鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方

鶏肉・鶏卵は「安全」と考えます。

万が一、食品に鳥インフルエンザウイルスがついたとしても、現在のところ、わが国においては、以下の理由から、鶏肉や鶏卵を食べることによってヒトが感染することは考えられません。

- ・ 酸に弱く、胃酸で不活化されると考えられること
- ・ ヒトの細胞に入り込むための受容体は、鳥のものとは異なること
- ・ 通常の加熱調理で容易に死滅するので、加熱すればさらに安全

これまで、鶏肉や鶏卵を食べることによって、鳥インフルエンザウイルスがヒトに感染した例は、世界的に報告はありません。海外でヒトが感染した例は、感染した鳥と密接に接触したヒトがごくまれに呼吸器を通じてウイルスが細胞に入り込んで感染したものと考えられています。

なお、WHO(世界保健機関)は、鶏などの家きん類にH5N1亜型が集団発生している地域(東南アジア等)では、鶏肉や鶏卵を含む、家きん類の肉及び家きん類由来製品については、食中毒予防の観点からも、十分な加熱調理(全ての部分が70℃に到達すること)及び適切な取扱いを行うことが必要であるとしています。

鶏肉・鶏卵は、安全のための措置が講じられています。

国産の鶏卵は、卵選別包装施設(GPセンター)で、通常、厚生労働省の定める「衛生管理要領」に基づき、次亜塩素酸ナトリウムなどの殺菌剤で洗卵されています。

国産の鶏肉は、食鳥処理場で、通常、約60℃のもとで脱羽され、最終的に次亜塩素酸ナトリウムを含む冷水で洗浄されています。

